

令和6年2月29日

令和6年第1回神奈川県議会定例会

環境農政常任委員会資料
(附属資料)

(令和6年2月27日付託分)

環境農政局

目 次

| | | |
|---|------------------|---|
| 1 | 神奈川県漁港管理条例 新旧対照表 | 1 |
|---|------------------|---|

1 神奈川県漁港管理条例（昭和44年神奈川県条例第44号）新旧対照表

| 新 | 旧 |
|---|---|
| <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、<u>漁港及び漁場の整備等に関する法律</u>（昭和25年法律第137号）の規定に基づき、県が管理する漁港の維持管理に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(漁港の保全)</p> <p>第3条 何人も、県が管理する漁港（以下「漁港」という。）の区域内においては、次に掲げる行為をしてはならない。</p> <p>(1) <u>甲種漁港施設（漁港及び漁場の整備等に関する法律</u>（以下「法」という。）第39条第5項第1号に規定する施設（以下「基本施設」という。）を除く。）を滅失若しくは損傷し、又は滅失若しくは損傷するおそれのある行為をすること。</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(泊地等の利用)</p> <p>第7条 ヨット又はボートを<u>法第39条第5項の規定</u>により知事が指定する区域内に存する泊地又は油壺特別泊地若しくは宮川特別泊地に停係泊しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(利用料等及び土砂採取料等の徴収)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2 漁港の区域内の水域（漁港管理者である県以外の者が権原に基づき管理する土地に係る水域を除く。）及び公共空地について<u>法第39条第1項の規定</u>による採取若しくは占用の許可を受けた者又は<u>法第43条第4項に規定する認定計画実施者（法第44条第1項に規定する認定計画において法第42条第2項第2号及び第3号に掲げる事項（水面又は土地の占有に係るものに限る。）又は法第50条第1項各号に掲げる事項を定めた者に限る。）</u>から、別表第3に定める土砂採取料又は占用料（以下「土砂採取料等」という。）を徴収する。</p> | <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、<u>漁港漁場整備法</u>（昭和25年法律第137号）の規定に基づき、県が管理する漁港の維持管理に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(漁港の保全)</p> <p>第3条 何人も、県が管理する漁港（以下「漁港」という。）の区域内においては、次に掲げる行為をしてはならない。</p> <p>(1) <u>甲種漁港施設（漁港漁場整備法第39条第5項第1号に規定する施設（以下「基本施設」という。）を除く。）</u>を滅失若しくは損傷し、又は滅失若しくは損傷するおそれのある行為をすること。</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(泊地等の利用)</p> <p>第7条 ヨット又はボートを<u>漁港漁場整備法第39条第5項の規定</u>により知事が指定する区域内に存する泊地又は油壺特別泊地若しくは宮川特別泊地に停係泊しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(利用料等及び土砂採取料等の徴収)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2 漁港の区域内の水域（漁港管理者である県以外の者が権原に基づき管理する土地に係る水域を除く。）及び公共空地について<u>漁港漁場整備法第39条第1項の規定</u>による採取又は占用の許可を受けた者から、別表第3に定める土砂採取料又は占用料（以下「土砂採取料等」という。）を徴収する。</p> |